

J R 不採用問題の早期解決を求める意見書

1987年（昭和62年）4月1日、国鉄が分割・民営化され、JR各社が発足した。その際に発生した職員の不採用問題が未解決のまま既に20年が経過した。

この間、平成元年5月24日の宮崎県地方労働委員会を含め、各地方労働委員会、中央労働委員会が不当労働行為と認定し、「その責任はJRが負う」という救済命令を発したが、平成15年12月22日に最高裁は、「JRに不当労働行為の責任はない」として労働委員会の命令を取り消した。しかし一方で「不当労働行為を行った場合には、国鉄（現鉄道建設・運輸施設整備支援機構）は、使用者責任を免れない」との判断を示した。

また、平成17年9月15日に東京地裁は、鉄道建設公団（現鉄道建設・運輸施設整備支援機構）訴訟で、「JRの採用候補者名簿の作成に当たって不法行為があった」ことを認め、慰謝料の支払いを命じた。

さらに、ILO（国際労働機関）も日本政府に対し、「公正な解決を見出すよう関係者との話し合いを推進するよう」と7回の勧告を出している。

問題発生から20年間が経過し、不採用になった当事者も平均年齢53歳と高齢化し、解決を見ることなく他界した者も44名を数えています。また多くの傷病者もあり、家族も含め厳しい生活を余儀なくされている状況を見たとき、人道的見地からもこれ以上の長期化は避けなければならないと考える。

よって、国においては、この問題の早期全面解決に向け、一層の努力をされるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長 河野 洋平 様
参議院議長 江田 五月 様
内閣総理大臣 福田 康夫 様
厚生労働大臣 舛添 要一 様